

工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)
運用マニュアル(建築・設備版)

平成21年3月

平成20年 7月制定

(※改定部分は、赤字+枠囲みで記載しています)

福岡市財政局技術監理部技術監理課
(建築係・設備係)

目 次

第1章 総論

1-1 工事請負契約書第25条(スライド条項)の考え方	P1
1-1-1 スライド条項の趣旨	P1
1-1-2 全体スライド条項と単品スライド条項の関係	P1
1-2 対象工事	P2
1-3 対象品目	P2
1-3-1 対象品目の選定の考え方	P2
1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目	P3
1-3-3 材料価格の著しい上昇および価格の上昇要因把握・確認	P4
1-3-4 変動額の確認	P4
1-3-4-1 変動前の対象材料の単価	P4
1-3-4-2 変動後の対象材料の単価	P4
1-4 対象工事費の考え方	P5
1-5 スライド額算定	P5
1-5-1 スライド額算定の方法について	P5
1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について	P6
1-6 全体スライド条項併用時の特例	P7

第2章 鋼材類およびその他の品目

2-1 対象材料	P8
2-1-1 対象材料の考え方	P8
2-1-2 その他市場単価の扱いなど	P9
2-2 対象数量	P9
2-3 受注者への確認事項	P10
2-4 単価(実勢価格の算定)	P12
2-4-1 変動前の価格の決定方法	P12
2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法	P12
2-4-3 変動後の実勢価格の決定方法	P13
2-5 購入価格の評価方法	P13
2-6 変動額の算定	P13
2-7 計算例	P14

第3章 燃料油

3-1 対象材料	P15
3-2 対象数量	P15
3-2-1 対象数量の考え方	P15
3-2-2 対象数量の算定方法	P15
3-2-3 その他	P15

3-3	単価(実勢価格の算定).....	P15
3-3-1	変動前の価格の決定方法.....	P15
3-3-2	変動後の実勢価格の決定方法.....	P16
3-3-3	変動後の実勢価格の決定方法.....	P16
3-4	購入価格の評価方法.....	P17
3-5	変動額の算定.....	P17

第4章 請求等手続き及び提出様式

4-1	請求時期.....	P18
4-2	協議の手続き.....	P18
4-3	既済部分検査.....	P19
4-4	部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い.....	P19

第5章 減額スライドの場合の取り扱い

5-1	スライド額算定の方法について.....	P20
5-2	変動後の実勢価格の決定方法.....	P20
5-3	請求及び協議について.....	P20

参考資料)

単品スライド条項に伴う実施フロー及び様式

単品スライド条項に伴う実施フロー及び様式(減額)

(様式-①)建設工事請負契約書第25条第5項に基づく請負代金額の変更請求について

(様式-②)建設工事請負契約書第25条第5項による協議開始日について(通知)

(様式-③)建設工事請負契約書第25条第5項の適用に基づく協議用資料の提出について

(様式-④)建設工事請負契約書第25条第5項のスライド額について

(様式-⑤)契約の一部変更について

(様式-⑥)建設工事請負契約書第25条第5項のスライド額について(通知)

(様式-⑦)部分払申請書

(様式-⑧)既済部分にかかる建設工事請負契約書第25条第5項の適用可能な工事量の確認について(通知)

(様式-⑨)建設工事請負契約書第25条第5項に基づく請負代金額の変更請求について(通知)

別紙)

請負代金額の変更の対象材料一覧表(別紙-①)

燃料油実勢単価(別紙-②)

スライド額算定書(別紙-③)

単品スライド額算定表(別紙-④)

スライド出来高算定要領(別紙-⑤)

(注)本資料の取り扱いについて

本マニュアルは、単品スライド条項の運用について発注者の認識の共有化を図るため、国の運用マニュアル(暫定版)をベースに、本市の建築・設備工事用に、考え方を平成20年7月29日で整理し、9月19日の対象品目拡充および平成21年3月〇〇日の減額スライド適用開始に合わせて内容を改定したものである。

なお、本書により難しい場合は、技術監理課と協議のうえ運用することができるものとする。

第1章 総論

1-1 工事請負契約書第25条(スライド条項)の考え方

1-1-1 スライド条項の趣旨

・受注者と発注者とは対等との考えのもと、片務性を解消するため、受注者のみに合理的な範囲を超える価格の変動を負担させないとの基本的考え方。

・建設工事は、工期が長期にわたるため、その間の事情の変更に左右されることもあるが、通常合理的な範囲内の価格の変動は契約当初から予見可能なものであるとして請負代金額を変更する必要はないというのが基本的な考え方である。しかし、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、契約当事者の一方のみにその負担を負わせることは適当でなく、発注者と受注者で負担を分担すべきものであるとの考え方の下、標準請負契約約款第25条が規定されているものである。

1-1-2 全体スライド条項と単品スライド条項の関係

・全体スライド条項は、請負契約後1年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合の中間修正的な変更であるのに対し、単品スライド条項は特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更。

・全体スライド条項は、請負契約後1年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合の諸経費等の変更も含む中間修正的な変更である。

・一方、単品スライド条項は、特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。すなわち、対象となる材料価格の変動のみが請負代金額変更の要素となるものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

・また、単品スライド条項は企業の規模を問わずあらゆる工事を対象とするものであることから、受注者の負担割合は標準請負契約約款の第29条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれないよう定められた「1%」を採用したものである。なお、全体スライド条項は、1年以上の長期間にわたる工事を対象とする規定であり、比較的大きい建設業者が受注していることが前提になっていることから、受注者の負担すべき割合を1.5%としている。

1-2 対象工事

・現在継続中の工事及び今後の新規発注工事が請求対象。

- ・単品スライド条項の適用の対象となる工事は、7/1時点で実施中の工事や今後新たに発注される工事が請求対象となる。既に工期が終了している工事については、請求対象とならない。
- ・請求対象となる工事のうち、単品スライド条項の対象となる材料の価格が対象となる工事費総額の1%以上変動している工事が、単品スライド条項の適用対象工事となる。

1-3 対象品目

1-3-1 対象品目の選定の考え方

・対象材料は、主要な材料で価格の高騰が見られる鋼材類と燃料油の2品目。

・ **その他価格上昇要因が明らかな品目**

- ・ 公共工事において使用している頻度の高い主要な材料のうち、全国的に価格が高騰している「鋼材類」と「燃料油」の2つの品目を対象とする。

・また、工事種別によっては、これら2品目の他に、原油価格の高騰などに起因して、工事の請負代金額に影響を及ぼすほど価格が著しく上昇している主要な工事材料が見られ始めている状況であることから、甲乙間の個別協議に基づき、原油価格の高騰などその価格上昇要因が明確な材料を含む品目について、工事請負代金額に大きな影響を及ぼす場合(請負代金額の1%以上の変動)には、単品スライド条項の適用対象資材とすることができることとした。(適用開始:H20.9.19より)

・これは、通常合理的な範囲を超える価格の変動分を、受注者のみの負担とするのは適切ではないという考え方のもと、単品スライド条項の趣旨を適切に踏まえたことによるものであり、価格変動がある材料すべてが単品スライド条項の適用対象とはならない点に留意する。

・なお、対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から甲乙協議の上決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではない。

・なお、単品スライド条項は、特定の要因による特定の資材価格の著しい変動を対象とすることから、主要な工事材料を品目毎に分類することになる。

・建築工事においては、異形棒鋼やH形鋼等の鋼材類や生コンクリート等の構造躯体を構成する材料をはじめ、内外装仕上材類、設備機器類、外構材類等と非常に多品種の材料が使用されており、その使用量も異形棒鋼等の大量に使用される材料から少量のみ使用される材料もあり、非常に多岐にわたる。また、建築工事と設備工事の違い、新築工事と改修工事の違い、外装改修と内装改修の違いなど、工事内容の相違

により使用される主要な工事材料の構成も工事毎に大きく異なる。

・以下に、建築・設備工事において使用される主要な工事材料を例示する。

また、原則として機器類は単品スライド条項の適用外とするが、機器費のうち、材料価格の部分を客観的に示す書類等を提示できる場合は個別協議を行い、単品スライド条項の適用対象とすることができるものとする。

建築・設備工事において使用される主な工事材料の例

工種	品目分類	工事材料
建築 工事	鋼材類	異形鉄筋, H形鋼, 鋼板, 鋼矢板, スクラップ等
	燃料油	軽油, ガソリン等
	コンクリート類	生コンクリート, セメント, ブロック等コンクリート2次製品等
	アスファルト類	アスファルト防水材, アスファルト合材等
	鋼製建具類	鋼製建具, ステンレス製建具, 重量シャッター等
	非鋼製建具類	アルミ製建具等
	合成樹脂系材類	ビニル床タイル, ビニル床シート, ビニル幅木等
	鋼製金物類	外装鋼板パネル, 鋼製手すり, LGS等
電気 設備 工事	非鋼製金物等	外装アルミパネル, アルミ製手すり, アルミ笠木等
	鋼材類	ねじなし電線管, 厚鋼電線管等
	電線・ケーブル類	IE絶縁電線, 電力ケーブル, 通信ケーブル等
機械 設備 工事	原油二次製品類	PF管, CD管, 硬質ビニル電線管等
	鋼材類	鋼管, 鋳鉄管, ダクト等
	原油二次製品類	塩化ビニル管, 樹脂管, さや管等

1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目

・各工事においてスライド額の算定の対象となるのは、品目ごとの増額分が対象工事費の1%を超える品目が対象。

・品目毎の増額分の合計額が対象工事費の1%を超えるものを適用対象とするのではなく、鋼材類を例にとれば、その増額分だけで対象工事費の1%を超えている場合には鋼材類が適用対象材料になるという趣旨である。

1-3-3 材料価格の著しい上昇および価格の上昇要因の把握・確認

・鋼材類、燃料類以外の主要な工事材料については、工事内容を踏まえた甲乙間の個別協議に基づき、原油価格の高騰など明確な要因による材料価格の著しい変動を明らかにする必要がある。

・鋼材類および燃料油以外の主要な工事材料については、個別工事毎に市場状況や工事内容等が異なるため、単品スライド条項の適用に際しては、個別工事毎の甲乙間協議に基づき、材料価格の著しい上昇とその価格上昇要因をつぎの手法で十分に把握し、明確にする必要があるが、方法等に疑義がある場合は、技術監理課と協議を行うこと。

・物価資料等に価格情報が掲載されている材料の場合は、掲載価格により著しい価格上昇を把握するとともに、価格上昇要因に係る資料の提示を求める。

・物価資料等に価格情報が掲載されていない材料の場合は、受注者に対して変動要因も含めた購入価格およびその根拠(価格を構成する原材料費や加工費といった価格内訳)となる資料を求めるとともに、物価指数や物価資料における類似材料の価格情報等も参考に価格動向や上昇要因を把握する。

1-3-4 変動額の確認

1-3-4-1 変動前の対象材料の単価

・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価。

・設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。予定価格を算出する際の材料価格とは、予定価格内訳書上に記載される材料単価および記載される単価に含まれる材料単価をいう。

1-3-4-2 変動後の対象材料の単価

・変動後の価格を算出するための単価は、原則として設計時点の単価と同一の手法に基づく単価とし、対象材料の購入日や購入回数等を加味した単価とする。

・変動後の価格を算出するための単価は、原則として設計時点の単価と同一の手法に基づく単価とする。ただし、「第2章 鋼材類」2-4-2と同様に、受注者から提出された資料等により、対象材料の購入日や購入回数等を加味した単価とする。

1-4 対象工事費の考え方

・「対象工事費」とは、部分払いを行った出来高部分(特段の規定を設けたものを除く)や部分引き渡しを行った部分を、単品スライド条項適用前の最終的な全体工事費から除いたもの。

・出来高として既に部分払いを行った部分については、特段の条件がない限り、発注者と受注者との間で数量及び額について合意を完了しているものであることから、単品スライド条項の請求対象となる工事においても、その部分まで遡って単品スライド条項を適用できない。

・ただし、通常は、対象材料の価格の高騰により請負代金額が不相当となることが判明する時点、すなわち、工事がかなり進捗した時点で単品スライド条項の適用請求を行うこととなるのが一般的であるため、単品スライド条項の適用請求までの間に部分払いが行われることもあり得る。このような場合に対処するため、今後部分払いを行う際には、甲又は乙の要請に基づき、部分払いを行った分についても今後の単品スライド条項の請求対象とすることができる。

・また、部分引き渡しを行った部分についてはその部分に係る精算を完了させておく必要があることから、その部分のみを一つの工事として扱い単品スライド条項を適用することとなる。その際の対象工事費は部分引き渡しを行う部分に係る工事費となるが、部分払いを既に行っている出来高部分(特段の規定を設けたものを除く)が請求対象外となるのは、通常の工事と同様である。

・このような考え方は、対象工事費だけでなく、スライド額の算定の対象とする数量についても適用される。

1-5 スライド額算定

1-5-1 スライド額算定の方法について

・「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、対象工事費の1%を超える額。

・ただし、それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。

・1-3により対象となった鋼材類および燃料油などのそれぞれ材料の品目毎に、その品目に該当する各材料の当初の価格(発注者が設定した実勢単価に数量、落札率を乗じた額)と変動後の価格(実際に当該品目を搬入・購入した期間中の平均的な実勢単価に、数量及び落札率を乗じた額)との差額の合計額(変動額)から、変動前の対象工事費(1-4参照)の1%を差し引いて算出する。

・なお、鋼材類および燃料油などの品目毎に算出した変動後の価格よりも、それぞれの品目毎の実際の購入価格(この場合には落札率は乗じない)の方が低い場合は、実際の購入価格とする。(既に落札率が乗じられた対象工事費の範囲内で受注者が購入し

たものにまで落札率を乗じるのは適当ではない。)

$$\begin{aligned}\text{スライド額} &= \text{品目毎の変動額} - \text{対象工事費} \times 1\% \\ &= (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) - P \times 1/100\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}M_{\text{当初}}(\text{価格変動前の品目毎の金額}) \\ &= \text{設計時点の実勢価格(消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \\ &= \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}M_{\text{変更}}(\text{価格変動後の品目毎の金額}) \\ &= \text{変動後の実勢価格(消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \\ &= \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100\end{aligned}$$

※ただし、上記の式に基づき算出した $M_{\text{変更}}$ よりも、実際の購入金額の方が安い場合は、 $M_{\text{変更}}$ は実際の購入金額とする。

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 搬入・購入時点における各対象材料の実勢単価(搬入・購入時期毎の数量に応じ、加重平均値。ただし、購入先や購入時期、購入金額等を受注者が証明していない燃料油分については、工事期間の平均値(工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格)。

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 対象工事費

1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について

・既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

・出来高部分に係る数量の算出方法は、次のいずれかとする。

A) 出来高部分について再積算を実施して出来高に該当する金額を算出した資料より、出来高部分に該当する数量を算出。

B) 部分払い対象となった請負代金額相当額と請負代金額との割合に、対象数量を乗じることで概算的に数量を算出。^{※1}

※1 : 部分払い時の支払い額は、出来高に該当する請負代金額相当額の9割以下とされており、「部分払い時の支払額=部分払い対象となった請負代金額相当額」ではないので注意すること。

1-6 全体スライド条項併用時の特例

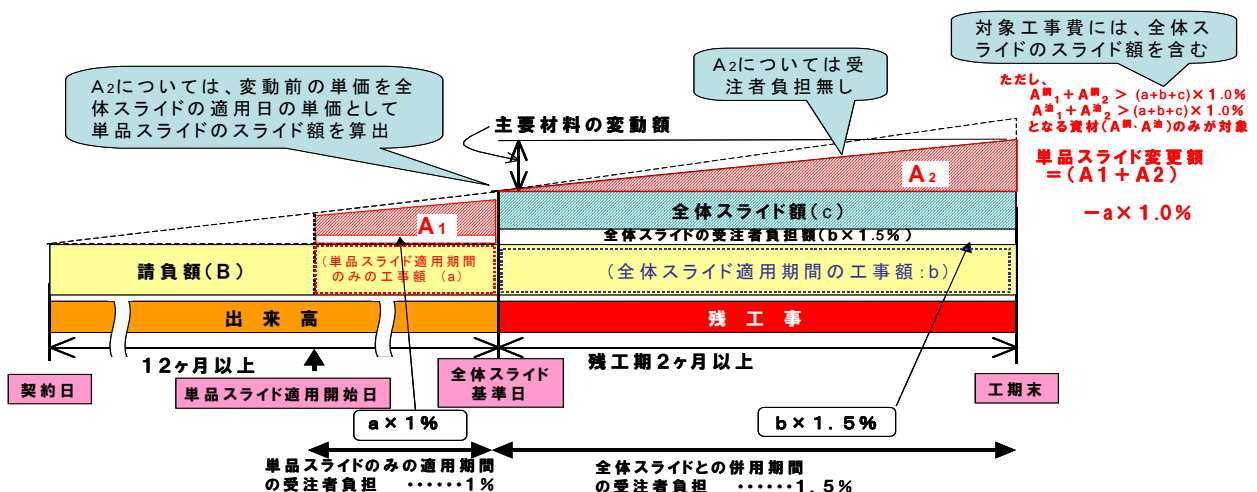
- ・全体スライド条項のみによるスライド額を算定の上で、その対象とはならない価格上昇を単品スライド条項で反映することは可能。
- ・全体スライド条項と単品スライド条項とを併用した期間においては、
 - ①単品スライド条項の変動前の単価は全体スライド条項の適用日の単価を用いる。
 - ②単品スライド条項に係る受注者負担は求めない。
- ・単品スライド条項の発動の可否を判断するために1%を乗じる対象工事費(1-4参照)には、全体スライド条項のスライド額を含む。

・全体スライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、全体スライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項の対象とした数量については、変動前の単価を全体スライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。(全体スライドが可能な工事について、全体スライド併用を義務づけるものではない。)

・また、全体スライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の1.5%、後者においては対象工事費の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。

・このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、全体スライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の1.5%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方にに基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。

・さらに、1-3で述べたように、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、全体スライド条項と併用した場合の対象工事費は全体スライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。



第2章 鋼材類およびその他の品目

以下、鋼材類を例に記述するが、その他価格上昇要因が明らかな品目についても同様の取扱いとする。

2-1 対象材料

2-1-1 対象材料の考え方

- ・H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼2次製品、配管用鋼管等、鋼材を主材料として構成されている材料および鋼材スクラップを対象にする。(1-3-1参照)
- ・ただし、鋼材類を構成材料の一部とする製品(鋼製建具やコンクリート2次製品)等や、価格変動の要因が鋼材とは異なる非鉄金属材料は、品目としての鋼材類には含めない。(1-3-1参照)

・鋼材を主材料として構成されている材料を対象としたものであり、具体的には、いわゆる鋼材類(H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭など)の他、鉄鋼2次製品(ロックボルトなど)、鋼材から加工された道路用資材や橋梁用資材の一部(ガードレールやPCより線など)、スクラップなどを対象とする。

・しかしながら、鋼材類を一部に含むコンクリート二次製品等については、その中に含まれる鋼材類に係る部分のみを分離して価格を算出することが困難であることから、対象材料とはしない。(しかしながら、設計図面に配筋図等が明記されている場合は、その必要数量が明らかになっており、かつ、製品単価が変動し購入価格、購入先及び搬入時期が証明されること等により変動額の妥当性が客観的に評価できれば、対象材料となる可能性が排除されるものではない。)

対象材料一覧(例)

品目	品名(例)	規格(例)	単位
鋼板	鋼板(販売)	厚板 無規格 12≦t≦25	t
鋼管杭	鋼管杭	SKK400	t
鋼製矢板	鋼矢板	SY295	t
棒鋼	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D16~25	t
型鋼	H型鋼	広幅 SS400 150×150	t
PC鋼線	PC鋼より線	SWPR7A 7本より線 A種	kg
防護柵	転落防止柵	H=1100 根入長=200(CO建込)4段	m
ライナープレート	ライナープレート(円形)	メッキ仕上げ 3,000mm t=4.0mm	m
鉄鋼二次製品	摩擦接合用高力ボルト(六角)	F10T M22×100	組

2-1-2 その他市場単価の扱いなど

①市場単価

・鋼材類を使用し、市場単価を用いて積算している工種において、鋼材に係る価格の上昇がある場合には対象とすることができる。

・市場単価は、鋼材類の材料費が分離できる構成となっていないため、単価の上昇が認められた場合、対象とすることができる。

②賃料・損料(リース料金)等の取り扱い

・鋼材類の賃料・損料についても対象とすることができる。

・リース契約の鋼材類についても、同一要因による鋼材の価格上昇に伴って、既にリース料や不足弁償金が上昇していることから、購入する場合と同様に対象とすることとする。なお、一度リース契約を結んだものは契約途中でその価格が変更されることはないため、当該材料のリースを始めた月の価格とすること、また、複数の月でリースを開始している場合は、他の材料と同様にその数量に応じて加重平均することにより算出した単価に設計数量を乗じることなど注意が必要である。

2-2 対象数量

・建築・設備工事においては、原則、発注者の予定価格内訳書の数量を対象とする。予定価格内訳書の異形棒鋼やH形鋼等の数量については、加工によるロス等を加味した所用数量となっているが、当該数量を対象数量とする。なお、この場合においては、同一科目内に計上されている「スクラップ」についても適切に処理する。

・仮設工など、発注者の設計数量が明示されていない場合は、発注者が積算で計上している設計数量を対象数量とすることができる。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量 < 設計数量 → 対象数量は証明数量
設計数量 ≤ 証明数量 → 対象数量は設計数量

注) 証明数量: 請負者から証明された数量

①加工ロス分の取り扱い

- ・ロス分については、積算上スクラップとして売却することとなっており、ロス分を計上する場合は、スクラップも対象材料として売却金額の上昇分を計算に含めることにより、変動額を適切に設定することが必要である。このため、ロス分を対象数量とするよう請求があった場合は、発注者は受注者に対してスクラップについても対象材料とするよう申し入れるものとする。協議が成立しない場合は、対象数量の設定方法の見直し(例えば、ロス率が見込まれる対象数量を設計数量ではなく設計図書の数量とする等)や、スクラップを対象材料として単価の適切な設定(スクラップの単価は、実勢価格の工期の平均値と、受注者が当該工事に該当するとして一部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値)などの措置を講じることが必要である。

②その他

- ・既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを設計数量とする。
- ・価格の下落が見られる材料については、上昇の場合と同一の考え方で、発注者から請負代金額の変更の請求をその材料に対して行うことができるものとする。

2-3 受注者への確認事項

- ・鋼材類は、材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。
- ・**自社内の取引により上記書類がない場合は、社内書類等で確認してよい。**
- ・提出されない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。

- ・単品スライド条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者に証明されることが前提となる。
- ・このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な鋼材類については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を証明する書類として、納品書、請求書、領収書の全てを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。ミルシート(鋼材類の品質を証明する書類)で、当該工事の数量、納品時期等が証明できる場合は、納品書をミルシートに替えることができる。
- ・下請企業等が購入している場合は、その企業の書類(納品書請求書や領収書)で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。
- ・必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象材料としない。これは、品目毎に実勢価格を用いて算出した変動後の価格と実際の購入価格のどちらか安い方の金額を採用することとしているが(1-5-1参照)、鋼材については購入価格と数量を証明することが可能であるため、実際の購入価格が安い場合でも書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際よりも高いものとなることを回避

する意味がある。ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象材料としないという趣旨ではない。

- ・なお、任意仮設に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の仮設工に必要な他の材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。
- ・また、鋼材類の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、鋼橋製作などのように工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

(納品書の例)

納品書									
33605		株式会社		00002118					
品名		数量		単位		重量		金額	
品名		数量		単位		重量		金額	
06/13	1338	SD345	D 35	4.50	11		0.564		
06/13	1338			6.00	16		0.859		
06/13	1338			7.00	48		3.006		
06/13	1338			7.50	4		0.298		
06/13	1338			8.50	60		4.566		
06/13	1338			9.00	36		2.902		
06/13	1338			10.00	12		1.074		
06/13	1338			10.50	116		10.904		
06/13	1338			12.00	116		12.412		
合計							36.054		

(請求書の例)

請求書									
33605		株式会社		00002118					
品名		数量		単位		重量		金額	
品名		数量		単位		重量		金額	
05/19	7313	SD345	D 13	8.50	52		0.336	71,400	23,859
05/19	7313			10.00	20		0.209	71,400	16,269
合計							0.545		40,118

2-4 単価(実勢価格の算定)

2-4-1 変動前の価格の決定方法

・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価。

・設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とする。

2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

・価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格。

・物価資料に掲載されていない材料は、原則個別の実取引価格(受注者の購入価格)を実勢価格とするが、必要に応じ購入価格の妥当性を確認すること。

①物価資料等により実勢価格を設定する場合

・下記の表のとおり契約後1~2ヶ月後に現場搬入されるため、搬入月の物価資料等を採用する。

時期	6月	7月	8月
資材調達 (ひも付き)	● 契約 (価格決定)	-----	←現場搬入→
資材調達 (店売り)		● 契約 (価格決定)	←現場搬入→
価格調査 の流れ 調査期間		8月号

②特別調査や見積り等による場合

・当初積算が特別調査や見積りによる材料など、既存の物価資料に価格が掲載されていない場合は、過去の価格に遡って特別調査や見積りを実施することが困難であることから、個別の実取引価格(受注者の購入価格)を実勢価格とすることを原則とする。しかし、取引の実態と乖離した高い価格を請求されることを回避するため、実際の購入価格が著しく高いと思われる場合など、必要に応じて、類似品目の材料との価格の比較(UP率)などにより、価格の妥当性を確認するものとする。

2-4-3 変動後の実勢価格の決定方法

・月毎の搬入数量に応じて加重平均して算出した価格に、対象数量を乗じて算出。

・価格変動後の価格を算定する場合には、各月毎の数量が必要となるため、受注者が実際に材料を購入した状況に応じ、複数の月に現場に対象材料が搬入された場合については、加重平均により平均的な単価を決定し、対象数量を乗じて、変動後の価格を算出することとする。

2-5 購入価格の評価方法

・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額。
・購入数量が対象数量以上の場合は、実際の購入金額×対象数量÷購入数量。

・鋼材類については、対象材料となる場合は、対象数量以上の数量の搬入時期等が証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実際に購入した金額そのものとする。しかし、購入数量が対象数量以上の場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象に出来る対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。

2-6 変動額の算定

・1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。

変動額 = ($M_{\text{変更鋼}}$ - $M_{\text{当初鋼}}$)

$M_{\text{当初鋼}}$ (価格変動前の鋼材類の金額)

= 設計時点の実勢価格 (消費税込) × 対象数量 × 落札率
= { $p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m$ } × $k \times 105 / 100$

$M_{\text{変更鋼}}$ (価格変動後の鋼材類の金額)

= 変動後の実勢価格 (消費税込) × 対象数量 × 落札率
= { $p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m$ } × $k \times 105 / 100$

※ただし、上記の式に基づき算出した $M_{\text{変更鋼}}$ よりも、実際の購入金額の方が安い場合は、 $M_{\text{変更鋼}}$ は実際の購入金額とする。

p : 設計時点における各対象材料の単価
 p' : 搬入時点における各対象材料の実勢単価
 D : 各対象材料について算定した対象数量
 k : 落札率
 P : 対象工事費

2-7 計算例

(落札率95%の工事の場合)

設計単価(円)	70,000		
設計図書の数量(t)	100		
		平成20年4月	平成20年5月
各月の実勢価格(円)	74,000	78,000	83,000
搬入又は購入時の価格(円)	71,000	75,000	78,000
搬入または購入時の数量(t)	20	30	50

○価格変動前の金額: $M_{\text{当初鋼}}$

= 設計時点の実勢価格 × 対象数量 × 落札率 × (1 + 消費税率)

$$(70,000 \times 100 \times 0.95) \times 1.05 = 6,982,500$$

○価格変動後の金額: $M_{\text{変更鋼}}$

= 搬入月の実勢価格(加重平均) × 対象数量 × 落札率 × (1 + 消費税率)

$$\left[\frac{74,000 \times 20 + 78,000 \times 30 + 83,000 \times 50}{20 + 30 + 50} \right] \times 100 \times 0.95 \times 1.05 = 7,949,550$$

千円未満切り捨て

○実購入額 $(71,000 \times 20 + 75,000 \times 30 + 78,000 \times 50) \times 1.05 = 7,948,500$

$$7,949,550 > 7,948,500$$

※この場合は、価格変動後の金額 $M_{\text{変更鋼}}$ は、実購入額を採用

○変動額 $M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}} = 7,948,500 - 6,982,500 = 966,000$

第3章 燃料油

3-1 対象材料

・ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油 とする。

・該当する材料は、ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油の5材料とする。なお、例えば潤滑油など燃料油でないものは対象材料とはしない。

3-2 対象数量

3-2-1 対象数量の考え方

・発注者の設計数量(燃料油が複合単価の中に含まれるもの)を基本とする。
・市場単価や現着単価で設定されている資材や機械の運搬に要する燃料についても、その数量の妥当性が客観的に確認できるものは対象数量とすることができる。

①発注者の設計数量(燃料油が複合単価の中に含まれるもの)

・燃料油については設計図書に明示していないが、発注者の積算において、現場場内の建設機械や場外への運搬のためのダンプ等が稼働する際に必要な燃料油等として計上されている設計数量(燃料油が複合単価の中に含まれるもの)を基本とする。

3-2-2 対象数量の算定方法

・原則使用した燃料油のうち、主たる用途分については、受注者から購入時期や購入先、購入価格等を確認できる書類の提出が必要であるが、燃料油の使用形態は、非常に多岐にわたる機械で使用されるものであり、設計数量(燃料油が複合単価の中に含まれるもの)の全数量に対して証明書類を求めるのは現実的ではないことから、現場において適正に施工が行なわれたことが確認できれば、設計数量内としてカウントされている数量については書類による証明がなくとも単品スライド条項の対象数量とすることができる。

3-2-3 その他

・既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。

3-3 単価(実勢価格の算定)

3-3-1 変動前の価格の決定方法

・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価。

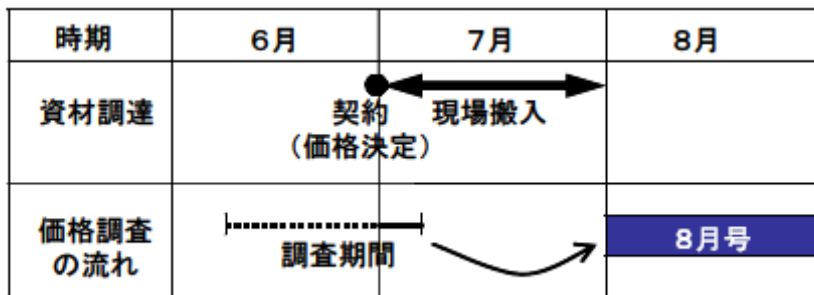
・設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を

実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とする。

3-3-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・証明書が提出された対象数量に関する価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料を購入した月の翌月の物価資料の価格。
- ・証明書が提出されていない場合には、工事期間の平均値(工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格)

- ・ 燃料油は、鋼材類とは異なり、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料等を採用する。
- ・ なお、工期末が属する月に購入した数量の実勢価格については、当月の物価資料等によることができる。



- ・ 購入時の実勢価格は対象材料を購入した月の翌月の物価資料の価格であることから、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格は、工期の始期が属する月の翌々月から工期末が属する月の前月までの各月における物価資料に掲載されている価格を平均して算出する。

3-3-3 変動後の実勢価格の決定方法

- ・設計数量内の証明された対象数量及び設計数量外の資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油に係る対象数量にそれぞれ毎の購入数量に応じて加重平均処理された単価を乗じたものと、証明されていない対象数量に工事期間中の平均単価を乗じたものとを合計して、変動後の実勢価格を決定。

- ・燃料油について、3-2のとおり様々な対象数量の設定方法があるため、その数量に応じて設定した単価をそれぞれ毎の数量に乗じて合計額を算出する。

3-4 購入価格の評価方法

- ・証明された購入数量が、3-2-2の対象数量以上であった場合は、実際の購入金額のうち、対象数量分のみの金額とする。
- ・証明されなかった数量については、3-2-2に基づき、発注者が設定する手法と同様に、工事期間の平均価格(契約の翌月から工期末の前々月迄の実勢価格の平均価格)を乗じた額とする。

- ・受注者によって証明された購入数量が対象数量以上であった場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象に出来る対象数量のみを購入したと考えた場合の金額を購入金額とすることは、鋼材類と同様である。
- ・証明されなかった数量については、受注者もその単価を明確に把握しているとは言い難いため、単価は発注者が設定する手法と同等の手法にて算出することとする。

3-5 変動額の算定

- ・原則1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。(鋼材類と同様)

$$\text{変動額} = (M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}})$$

$M_{\text{当初油}}$ (価格変動前の燃料油の金額)

$$= \text{設計時点の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率}$$

$$= \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

$M_{\text{変更油}}$ (価格変動後の燃料油の金額)

$$= \text{変動後の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率}$$

$$= \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

※ただし、上記の式に基づき算出した $M_{\text{変更油}}$ よりも、実際の購入金額の方が安い場合は、 $M_{\text{変更油}}$ は実際の購入金額とする。

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 搬入・購入時点における各対象材料の実勢単価

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

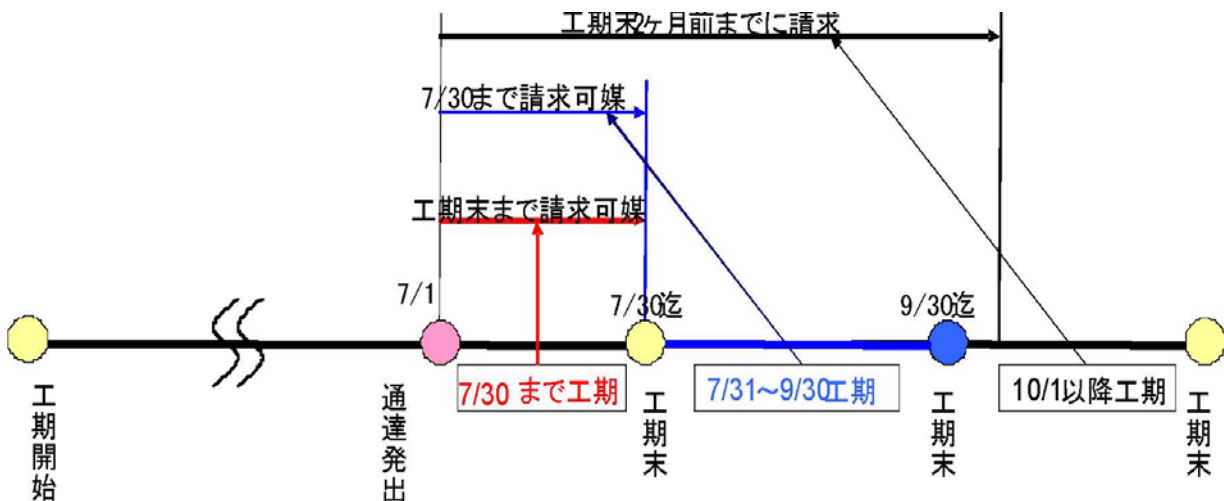
P : 対象工事費

第4章 請求等手続き及び提出様式

4-1 請求時期

- ・原則として、工期末の2ヶ月前までに請求を行う。(様式-①)
- ・周知期間等を考慮した緩和措置として、工期末が平成20年9月30日以前の工事は、工期内であれば平成20年7月30日まで請求を行う。
- ・請求日から7日以内に協議開始日の通知を行う。(様式-②)

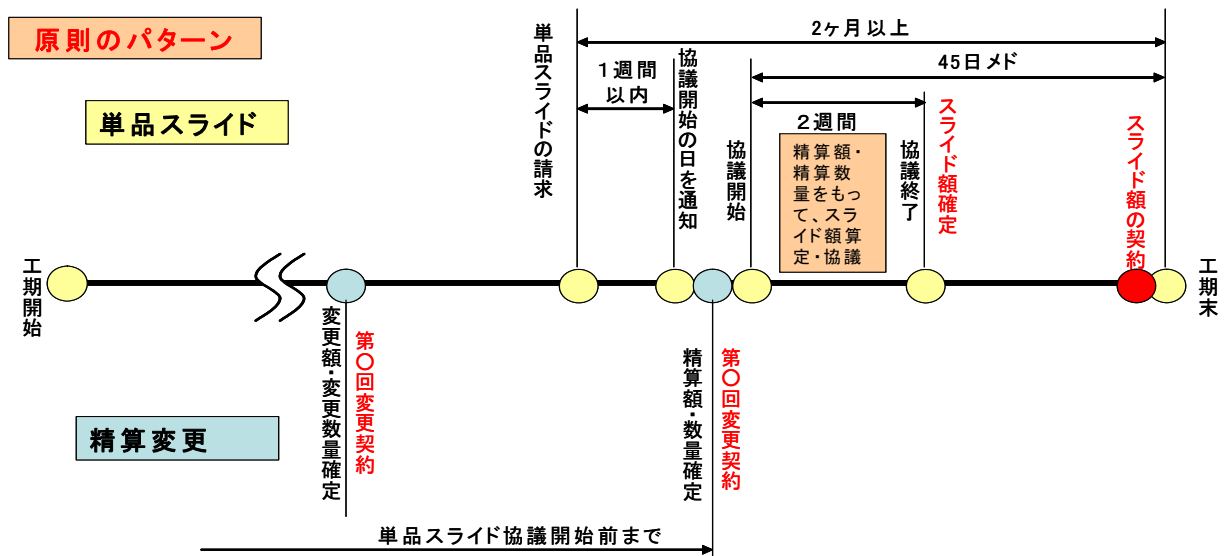
- ・単品スライド条項の請求は、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までを原則とする。しかしながら、通達発出後の周知期間等も必要であることを考慮し、7/1現在工事中で、工期末が9/30以前の工事は、工期内であれば7/30まで請求することができることとする。
- ・協議開始から協議終了までの期間として14日間を確保することが一般的であるが、工期末の直近で請求があった場合など十分な協議期間が確保できないことも考えられることから、協議期間については、甲乙協議の上、適切に措置する。



4-2 協議の手続き

- ・協議用資料の提出(様式-③)
- ・スライド額の算定にあたって、「対象工事費・対象数量」は、「最終的な全体工事費・契約数量」をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、スライド分を除く精算変更をすることが望ましい。(原則)
- ・工事担当課でスライド額を積算し、契約担当課へ(様式-④)
- ・甲乙協議の上でスライド額を確定させる(様式-⑤)
- ・甲よりスライド額通知[協議不成立の場合のみ](様式-⑥)

- ・ しながら、最終的な数量の確定までに期間を要する場合などこれによりがたい場合も想定されるが、その場合は、受注者や技術監理課とも十分調整の上実施すること。



4-3 既済部分検査

・既済部分検査時に、要請がある場合、単品スライド条項を適用することができる旨を記載するものとする。

- ・ 平成20年7月1日以降に既済検査を実施する場合は、その部分について請負者がスライド適用の請求対象としたい旨の要請がある場合は、出来高部分の確認を甲に請求する際、その旨を(様式-①)及び「部分払申請書(様式-⑦)」に記載する。
- ・ (様式-①)により今後確認する既済部分を対象とするよう請求された場合、発注者は対象外となる既済分の工事量を確認するとともに、今後確認する既済部分については、単品スライド条項の請求対象となる旨を記載する。(様式-②)
- ・ (様式-⑦)により今回確認する既済部分を対象とするよう請求された場合、当該部分の工事量を確認する。(様式-⑧)

4-4 部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い

・部分引き渡しを行う「指定部分」は、指定部分の工期の2ヶ月前までに請求。

- ・平成20年7月1日以降に部分引き渡しを行う指定部分については、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期2ヶ月前までに単品スライド請求を行う。
- ・ 指定部分の工期が9月30日以前のものについては、4-1と同様に扱う。

第5章 減額スライドの場合の取り扱い

減額スライドの場合は、下記の取扱いを行い、その他については前章までの取扱いに準じる。

5-1 スライド額算定の方法について

- ・「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、対象工事費の1%を超える額。
- ・ただし、それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか高い方とする。

・スライド額

$$\text{スライド額} = \text{品目毎の総変動額} + \text{対象工事費} \times 1\%$$

5-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・原則として変動後の実勢価格は、発注者が物価資料及び施行計画書に定められている計画工程表等の情報に基づいて判断した実勢価格とする。

・鋼材類及びその他の対象材料(燃料油を除く)

施行計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合であっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格)とする。

・燃料油

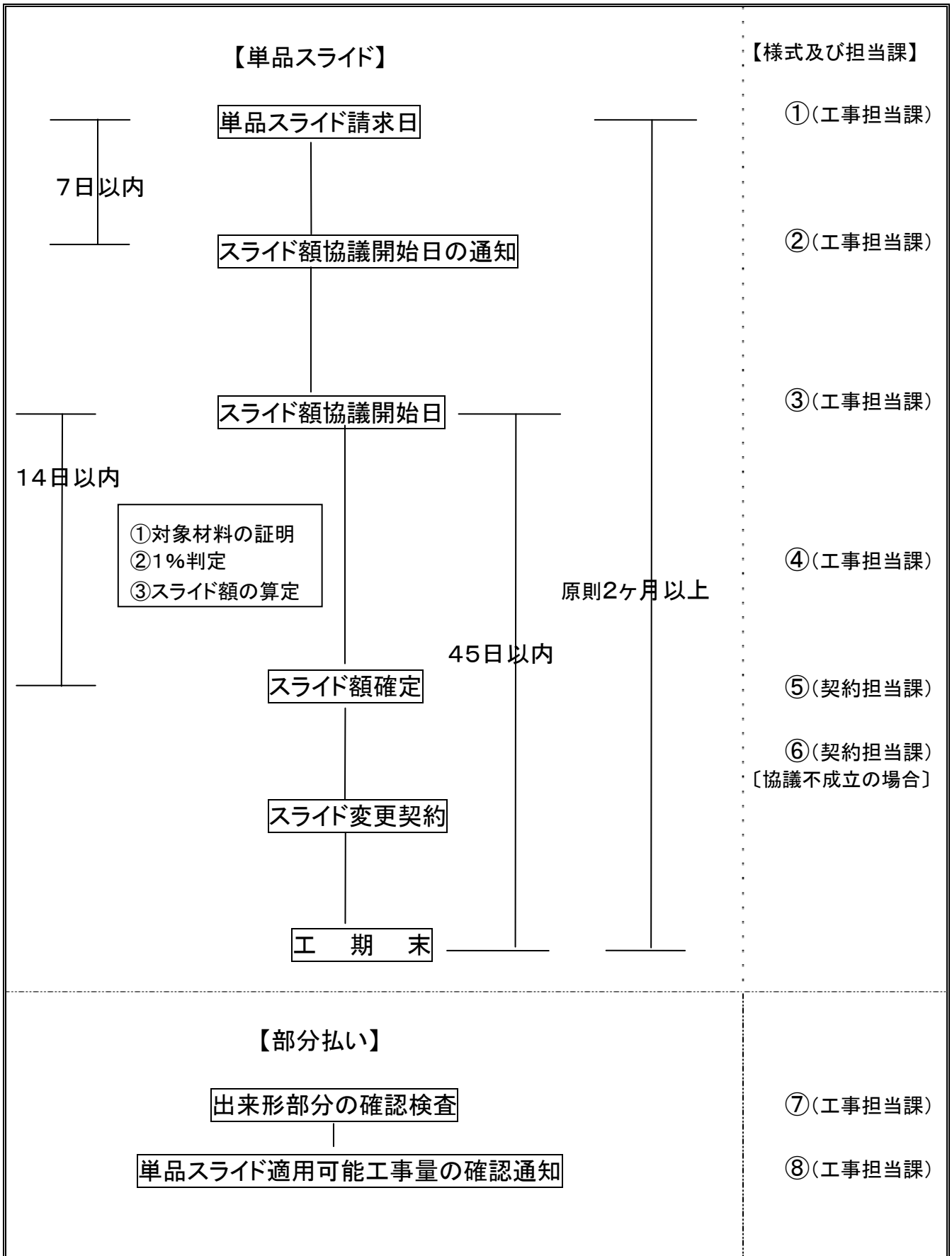
工期の始期が属する月の翌日から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。なお、施行計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格(対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格)とする。

※受注者が協議用資料を提出した場合、実際の購入金額が発注者が算定した変動後の金額を上回り、かつ証明書類によって適当な購入金額であると認められる場合は、変動後の金額は実際の購入金額を用いて算定する。

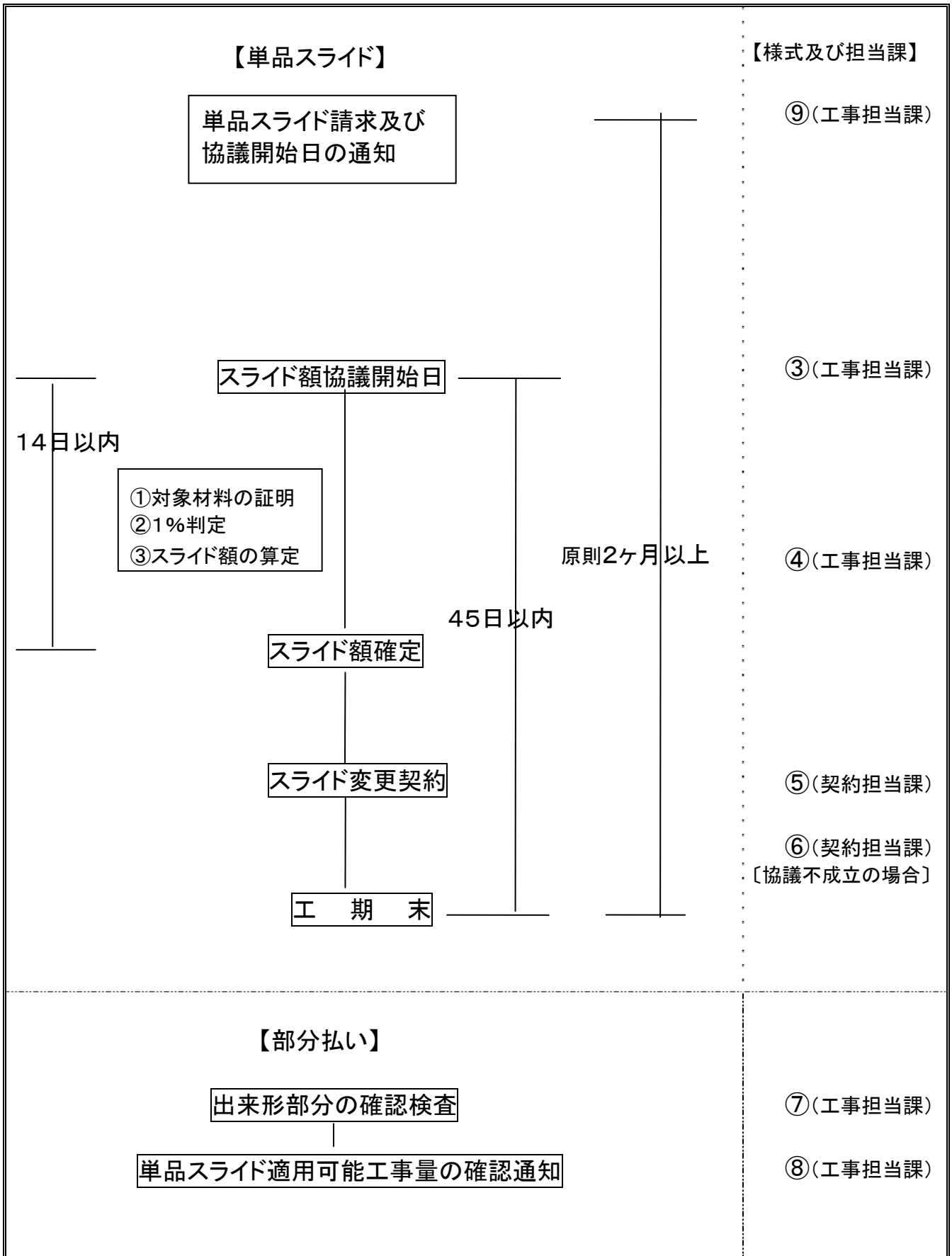
5-3 請求及び協議について

- ・発注者は、原則として工期末の2ヶ月前までに、工期末から45日以内の日を協議開始日として定め、概算スライド額の算定根拠となる計算書等を添付し、発注者に対して減額スライドの請求を行う。(様式-⑨)
- ・受注者は、発注者が提示した概算スライド額及び計算書等に異議がある場合は、協議用資料を提出する。(様式-③)

単品スライド条項に伴う実施フロー及び様式



単品スライド条項に伴う実施フロー及び様式(減額)



(様式-①)

課長	係長	係員

平成 年 月 日

福岡市長 吉田 宏 様

請負人 住所
氏名

印

建設工事請負契約書第25条第5項に基づく請負代金額の変更請求について

下記工事について、建設工事請負契約書第25条第5項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

なお、今後、部分払いを申請する場合は、その部分についても適用を申請します。

記

1 名 称 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

2 請負代金額 ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZZ 円

3 請求対象材料 請求対象とするものに○を付けて下さい。

- ・ 鋼材類
- ・ コンクリート類
- ・ 鋼製建具類
- ・ 合成樹脂系材類
- ・ 非鋼製金物類
- ・ その他の品目()
- ・ 燃料類
- ・ アスファルト類
- ・ 非鋼製建具類
- ・ 鋼製金物類
- ・ 電線・ケーブル類

4 履行期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで(日間)

(様式-③)

平成 年 月 日

福岡市長 吉田 宏 様

請負人 住所
氏名

印

建設工事請負契約書第25条第5項の適用に基づく協議用資料の提出について

標記の件について、平成 年 月 日協議開始にあたり、下記のとおり関係資料を提出します。

記

1 名 称 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

2 請負代金額の変更の対象材料一覧表(別紙-①)

3 根拠となる実際に購入した際の価格(数量及び単価)、購入先、購入月の証明類(納品書等)

(様式一⑦)

課長	係長	係員

平成 年 月 日

(あて先)福岡市長

請負人

住所
氏名

印

部分払申請書

下記工事について、部分払いを受けたいので、 月 日までの出来形部分等の確認検査をお願いします。なお、今回請求する部分払いの範囲については、建設工事請負契約書第25条第5項の請求対象とすることを併せてお願いします。

記

1 名称

2 履行場所

3 履行期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで(日間)

